茨城県科学技術研究調査実施要項

1 調査の目的

茨城県科学技術研究調査は、茨城県における科学技術に関する研究活動の状態を調査 し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 法的根拠

調査は、茨城県統計条例(平成20年茨城県条例第45号)に基づき実施する。

3 調査の時期

調査の周期は1回とする。

従業者数及び研究員数は平成25年6月1日現在,また,研究費などの財務事項は平成25年6月1日又はその直近の決算日から遡る1年間の実績とする。

4 調査の対象及び単位

調査の対象は、茨城県内に所在する事業所とし、平成21年経済センサスー基礎調査の結果から作成した母集団名簿のうち、その産業分類で、大分類「L学術研究、専門・技術サービス業」、中分類「71学術・開発研究機関」に該当する全ての事業所及び同大分類「O教育、学習支援業」、中分類「81学校教育」、小分類「816高等教育機関」に該当する全ての事業所とする。

5 調査事項及び調査票

(1)調查事項

- ① 研究実施の有無
- ② 従業者数
- ③ 研究者数
- ④ 研究に関する費用の総額
- ⑤ 他事業所へ委託した研究費の総額及び内訳
- ⑥ 他事業所からの研究受託の有無
- ⑦ 他事業所からの研究受託に伴う収入総額及び内訳

(2)調査票

茨城県科学技術研究調査調査票(様式第1号)による。

6 調査の方法

茨城県企画部統計課が調査対象に調査票を郵送により配布する。 茨城県企画部統計課が調査票を郵送により回収する。

7 調査票の審査入力

(1)調査票の審査

全調査事項の記入漏れの補完,調査票内の突合等による審査を行う。

(2)調査票の入力及び集計

茨城県企画部統計課の職員が入力集計を行い統計表を作成する。

8 結果の公表

平成25年12月を目途に、茨城県企画部統計課のホームページへ掲載する。

付 則

この告示は,公布の日から施行する。